

第5章 教育行政機関が取り組む総合的な支援の在り方

1 教育行政機関に求められる役割

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者は、幼児期においては「他の子どもより言葉が遅れている。」、「集団の場で友達とうまく遊べない。」といった子どもの育ちについて、また、学童期においては学習面の遅れや学校生活への適応の問題などについて、子どもの発達段階に応じて様々な悩みや不安を抱えている。このような保護者の思いにこたえ、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒の支援を考える場合、まずは乳幼児期から学童期、青年期といったライフステージにおいて課題解決のためにはどのような支援を組み立てることができるかという視点が必要になる。特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者を中心に据え、その時々々のライフステージでかかわる保育者や教職員、更には医療、保健、福祉などの各関係機関の職員が連携を図りながら、課題解決に向けた支援を展開することが大切である。

あわせて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や発達の中で、支援の継続性、一貫性を考える場合、その時々で展開される支援を次の段階へつなげることも必要になってくる。就学前に幼稚園や療育施設などで受けていた支援を、小学校での生活や学習場面に確実につなげたり小学校での支援を中学校にもつなげたりといったその幼児児童生徒の成長や発達に応じた連続性のある支援体制を整えることも求められている。

このように特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒を生活する地域の中で支えるといった視点を踏まえ、乳幼児期から学童期、青年期といったライフステージに応じた支援を行うとともに、それらを円滑につなぐ連続性のある支援体制を整備する上で教育行政機関の果たすべき役割は大きい。

(1) 地域において総合的に支援する体制づくり

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒は、その時々々のライフステージに応じて、医師や保健師、保育士、教師など様々な専門家から支援を受けており、総合的な支援を進めるためには、それらの専門家を組織的につなげる必要がある。そのためには、専門家が属する教育、福祉、医療等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワーク

づくりが求められる。「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（以下「ガイドライン」という。）によると、都道府県あるいは教育事務所が中心となる支援地域レベルでは「広域特別支援連携協議会」や「地

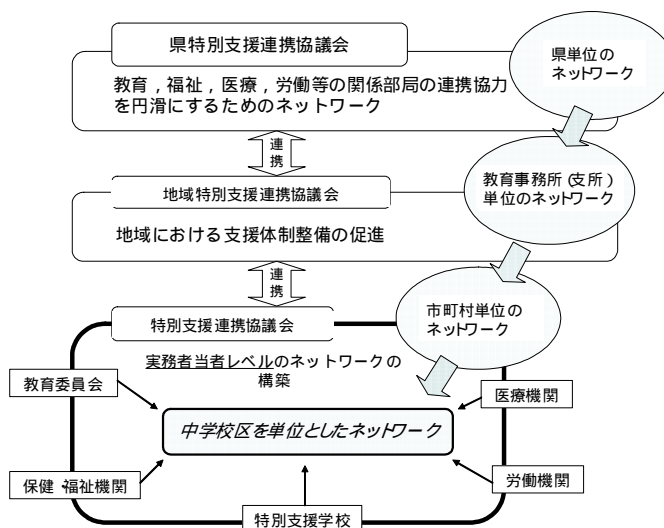


図5-1 地域における総合的な支援体制

域特別支援連携協議会」を設置し、部局を超えて総合的に支援の施策を協議することが提言されている。本県においても、県及び教育事務所（支所）単位で「特別支援連携協議会」が設置され、取組が始まっている。今後は、幼児児童生徒が生活する地域での連携、協力体制を築くために、市町村において「特別支援連携協議会」を設置し、その地域で特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒の支援にかかわる実務担当者レベルでのネットワークづくりが求められる（図５－１）。具体的には、市町村において設置される「特別支援連携協議会」を基盤に、小・中学校区を一つの支援地域の単位として考え、その地区の小・中学校等の教職員や関係する医療・保健などの担当者などが支援に関する情報を共有したり、具体的な支援策等を検討したりする支援会議を実施する。このような会議を通して実務担当者同士がつながり、より効果的な支援を展開することが必要である。

これらの様々なネットワークを活用して、障害の早期発見や早期からの支援、就学段階での支援、さらには、就労段階での支援と、障害のある幼児児童生徒のライフステージに応じた総合的な支援に取り組むとともに、それぞれの段階へ円滑に移行を支援する体制を整えることが必要である。特に市町村においては、実務担当者レベルでのネットワークを活用して、具体的に次のようなことに取り組むことが大切である。

ア 相談支援体制の整備

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者は、乳幼児期から学齢期にかけては子育てや就学、教育に関して、また思春期、青年期以降では、進学、就労に関してなど様々な悩みを抱えている。保護者の様々なニーズにこたえるためには、乳幼児健診や就学相談を始め、福祉施設等での療育相談会や小・中学校等の教育相談といった既存の相談支援体制を十分活用するとともに、新たに障害にかかわる総合的な相談窓口を設置し、保護者が利用しやすい環境を整えることが大切である。

イ 小・中学校等への支援

市町村においては、教育委員会が中心となりコーディネーターに対する研修会の実施や特別支援教育アドバイザーによる巡回訪問や校内研修会への支援の推進、更に小・中学校への人的な支援として特別支援教育支援員の配置など地域の実情に応じて取り組んでいくことが必要になる。また、小・中学校区単位で学習会等を企画することで、実際に支援に当たる各分野の職員等の専門性の向上を図ったり、校区に住む特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援をつなげたりすることが期待できる。それらを通して、地域内において直接、支援にかかわる担当者同士がつながり、組織としてのネットワークを活性化させていくことが大切である。

ウ 特別支援教育に対する理解・啓発の促進

教育行政機関が企画する教職員向けの研修会において、特別支援教育に関する内容の講座を設定し、教職員に対する理解・啓発を図ることが大切である。さらに、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者を支える周囲の人々の理解と支援を得るために、特別支援教育に関する啓発資料の作成や講演会の開催、テレビ広報などを積極的に行うことも必要である。なお、啓発資料等の作成や配布については、専門家である医療や福祉などの関係機関と連携を図ることが大切である。

(2) 個別の教育支援計画モデルの策定

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「個別の教育支援計画」は障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とされている。障害のある幼児児童生徒を生涯にわたって支援する視点から一人一人のニーズを把握して関係者や関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことが求められている。この計画の策定、実施、評価、改善の過程を通して、支援の内容・方法をよりよいものにしていけることが大切になる。

幼児児童生徒の成長、発達という縦のつながりの中で、多様な関係機関をつなぐためのツールとして、このような個別の教育支援計画を活用していくことが望まれるが、その基本的な枠組みについては、地域の実状に応じ、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携の上、総合的な視点が必要になる。「ガイドライン」（p36）にあるように、「広域特別支援連携協議会」が中心となり、その基本的なモデルを作成し、地域の実状に応じた個別の教育支援計画にかかわるシステムを検討することが必要である。

2 総合的な支援を支える連携システムの整備

(1) ネットワークを築くための地域資源の把握

地域における総合的な支援のためには、地域内の療育等を行う施設の存在や小・中学校の特別支援学級、通級指導教室などの設置状況、特別支援学校の有無など地域にある教育、医療、福祉等にかかわる様々な資源を把握することが大切である。地域の資源に関する情報を整理するに当たっては、地域における資源マップ等を作成し、ネットワーク内において情報の共有化を図ることが大切である（図5-2）。さらに支援に必要な環境整備に努め、地域の資源を活用した具体的な支援システムを検討することが重要である。

本県は、その地理的な特徴から地域によっては支援に必要な資源に限りがある場合がある。不足する資源については、他の地域との連携を図って補ったり、既存の資源を十分活用したりといった地域の実状に応じた工夫が求められる。また、テレビ会議システムや電子メールなど、情報通信技術の発達により、地理的に不利な条件であっても日常的な連携が可能になりつつある。今後は教育行政機関が中心になって、地域の実状に応じた連携システムを検討することが重要である。

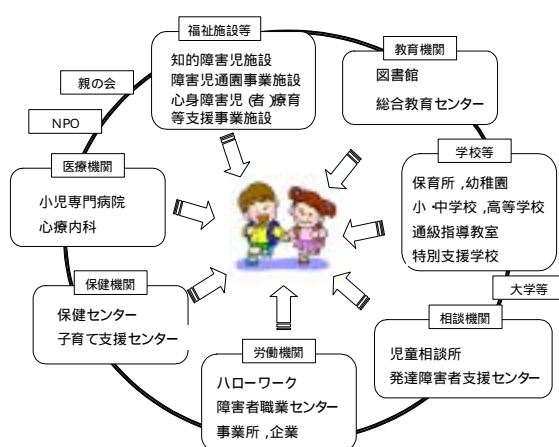


図5-2 地域資源の把握

(2) 地域資源を生かしたネットワークづくり

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のライフステージに応じた支援を展開し、保育所や幼稚園、療育施設等から小学校へ、あるいは小学校から中学校へと支援を継続していくためには、より身近で实际的な地域として中学校区をその単位として考えることが効果的である。

その中でも、地域によっては小学校に言語障害やLD等の通級指導教室が設置されており、地域支援の拠点としての役割が期待されている。このような地域の資源を生かしたネットワークづくりをしていくことが大切である。

図5-3は、通級指導教室を支援拠点とした具体的な支援体制のイメージ図である。通級指導教室のもつ専門性を生かした支援体制を整えることにより、地域において幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援が可能となる。その中で、地区の特別支援教育にかかわる学習会を開催したり、既存の小・中連絡会等を支援の継続のために活用したりすることで、校区内のネットワークの活性化が期待できる。一方、校区内に通級指導教室が設置されていない場合は、それに替わる資源として特別支援学級やコーディネーターが考えられるが、いずれにせよ校区内の実状に応じて支援拠点を設置することで、地域においてより实际的な支援体制が機能するものと考えられる。

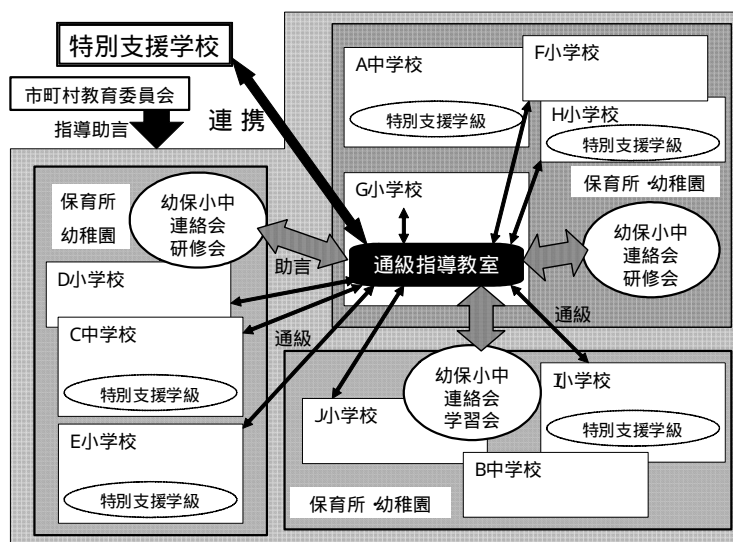


図5-3 通級指導教室を支援拠点とした支援体制

(3) 個別の教育支援計画に基づいたネットワークの構築

個別の教育支援計画は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者や支援にかかわる様々な関係機関との職員の連携の基に策定される（図5-4）。その策定に当たっては地域内の実務担当者のネットワークを活用するとともに、関係機関での情報を共有しながら、幼児期から学校卒業まで継続的支援が確保されるようにすることが大切である。なお、情報の共有においては、適切な情報管理の下、個人情報保護に配慮する必要がある。



図5-4 個別の教育支援計画に基づくネットワーク